

表1 身体障害者手帳の交付を受けている方(○は該当)

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○	○	○	○
視覚障害	○	○	○	○		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○		○	
音声機能障害			※			
上肢不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○
上肢機能移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○		○	○	○	
じん臓機能障害	○		○	○	○	
呼吸器機能障害	○		○	○	○	
ぼうこう・直腸機能障害	○		○	○	○	
小腸機能障害	○		○	○	○	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	○	○	
肝臓機能障害	○	○	○	○	○	

※は喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。

身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができますので、申請期間内(納期限の7日前)に手続きをお願いします。

軽自動車税の減免申請

適用基準

- 平成25年4月1日現在で、次の各手帳等の交付を受けている方で、用途、障がいの程度及びその車両の構造によって対象となります。
- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方**
(1)表1(参照)
 - 2 知的障がいのある方**
(1)療育手帳の交付を受けている方
(2)知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書面により、知的障がいがあると判定された方
 - 3 精神に障がいのある方**
(1)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(障がいの等級が「1級」、「2級」、「3級」の方)
 - 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方**
(1)戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいをもつ方
 - 5 特別仕様車**
(1)その構造がもつばら身体障がい者等の利用に供するために造られた軽自動車
- ※主な条件
▼減免は1人1台までです。(自動車税の減免を受けている方は対象になりません。)
▼市社会福祉課よりタクシーチケットの交付を受けられている方は対象になりません。

- 申請期限
平成25年5月24日(金)まで
- ※注意事項
▼申請期限を過ぎますと受け付けることができませんので、必ず申請期間内に申請をお願いします。
- ▼申請は、毎年行わなければなりません。
- 申請に必要な書類等
・軽自動車税納税通知書
・運転免許証(運転される方)
・障害者手帳等
・印鑑
・車検証(特別仕様車の場合)

平成25年度から 固定資産税の税率が変わります! 税率 1.50% → 1.45%

廃車・譲渡等の手続きは下記までご相談ください。

■赤平市ナンバー
税務課市税係 ☎32-2219

■札幌ナンバー(軽自動車四輪、二輪(125cc~250cc以下))
札幌市北区新川5条20丁目1-20
札幌地区軽自動車協会
☎011-768-3955

■札幌ナンバー(二輪の小型自動車(250cc超))
札幌市東区北28条東1丁目
北海道運輸局札幌運輸支局
☎050-5540-2001

■納税に関するご相談
税務課納税係 ☎32-2219

今月は、軽自動車税の納付書が發布され、5月31日(金)が納期限です。軽自動車税を含む市税等は、納期限までに必ず納めましょう。

また、これまで軽自動車(軽自動車、バイク等)をお持ちの方で解体・譲渡等で現在お手元に車輛が無く、軽自動車税の納付書や督促状等が郵送で届いている場合、廃車・譲渡等の手続きが完了しておりません。

そのまま手続きを行わず放置しておく、お手元に車輛が無いにも関わらず、税金だけが課税され、未納が続くと支払いが困難となり、著しく不誠実な滞納者と判断された場合は、市が現在行っている『行政サービスの制限』等を実施する場合がありますので、ご注意ください。

赤平市市税等収納向上対策本部

軽自動車の手続きは忘れずに!



■事務局■
税務課納税係
☎32-2219

● 今月の納税 ●
固定資産税・都市計画税 第1期
軽自動車税 定期
納期限 5月31日(金)まで

納税相談窓口の開設について
納税相談は、8時30分から17時までの間、随時担当係で行っていますので、ご利用ください。